

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年10月20日

【会社名】 ナノキャリア株式会社

【英訳名】 NanoCarrier Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長CEO 中 富 一 郎

【本店の所在の場所】 千葉県柏市若柴226番地39 中央144街区15

【電話番号】 04-7197-7621

【事務連絡者氏名】 取締役CF0兼社長室長 松山 哲人

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区京橋一丁目4番10号

【電話番号】 03-3241-0553

【事務連絡者氏名】 取締役CF0兼社長室長 松山 哲人

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】  
その他の者に対する割当  
第15回新株予約権 27,520,420円  
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 2,379,340,420円  
(注) 1. 本募集は平成27年9月18日開催の当社取締役会決議に基づき、ストックオプションの目的で新株予約権を発行するためのものであります。  
2. 行使価額が調整された場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加または減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少いたします。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年9月18日付で提出した有価証券届出書の記載事項のうち、「発行数」、「発行価額の総額」、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」、及び「新規発行による手取金の額」が平成27年10月20日に確定しましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

##### 1 新規発行新株予約権証券（第15回新株予約権）

###### (1) 募集の条件

発行数の欄

発行価額の総額の欄

欄外注記

###### (2) 新株予約権の内容等

新株予約権の目的となる株式の数の欄

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額の欄

##### 2 新規発行による手取金の使途

###### (1) 新規発行による手取金の額

#### 第3 第三者割当の場合の特記事項

##### 3 発行条件に関する事項

###### b 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_ 罫で示しております。

## 第一部 【証券情報】

## 第1 【募集要項】

## 1 【新規発行新株予約権証券（第15回新株予約権）】

## (1) 【募集の条件】

発行数及び発行価額の総額の欄

(訂正前)

|         |   |
|---------|---|
| 発行数     | 20,670個（新株予約権1個につき100株）<br>(注) 上記発行数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により割り当てる新株予約権の数が減少することがある。 |
| 発行価額の総額 | 27,573,780円   |

(訂正後)

|         |                         |
|---------|-------------------------|
| 発行数     | 20,630個（新株予約権1個につき100株） |
| 発行価額の総額 | 27,520,420円             |

欄外注記

(訂正前)

- (注) 1. 本新株予約権については、平成27年9月18日開催の当社取締役会において発行を決議しております。
2. 申込方法は、申込期間内に申込取扱場所に申込みをすることとします。
3. 本新株予約権の募集はストックオプションの目的をもって行うものであり、当社の取締役、監査役、従業員及び社外協力者に対して行うものであります。対象となる人員及び内訳は、以下のとおりであります。なお、下記割当新株予約権数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により減少することがあります。

| 対象者   | 人数(名) | 計(個)   |
|-------|-------|--------|
| 当社取締役 | 5     | 15,800 |
| 当社監査役 | 3     | 400    |
| 当社従業員 | 46    | 3,620  |
| 社外協力者 | 1     | 850    |
| 合計    | 55    | 20,670 |

(訂正後)

- (注) 1. 本新株予約権については、平成27年9月18日開催の当社取締役会において発行を決議しております。
2. 申込方法は、申込期間内に申込取扱場所に申込みをすることとします。
3. 本新株予約権の募集はストックオプションの目的をもって行うものであり、当社の取締役、監査役、従業員及び社外協力者に対して行うものであります。対象となる人員及び内訳は、以下のとおりであります。

| 対象者   | 人数(名) | 計(個)   |
|-------|-------|--------|
| 当社取締役 | 5     | 15,800 |
| 当社監査役 | 3     | 400    |
| 当社従業員 | 44    | 3,580  |
| 社外協力者 | 1     | 850    |
| 合計    | 53    | 20,630 |

## (2) 【新株予約権の内容等】

## 新株予約権の目的となる株式の数の欄

(訂正前)

|                 |   |
|-----------------|---|
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 2,067,000株<br>本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という)は、100株とする。<br>ただし、付与株式数は下記(注)1の定めにより調整を受けることがある。 |
|-----------------|---|

(訂正後)

|                 |   |
|-----------------|---|
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 2,063,000株<br>本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という)は、100株とする。<br>ただし、付与株式数は下記(注)1の定めにより調整を受けることがある。 |
|-----------------|---|

## 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額の欄

(訂正前)

|                                 |  |
|---------------------------------|--|
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額 | 金2,383,953,780円<br>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は、本有価証券届出書提出時の見込額である。ただし、行使価額が下記(注)2の定めにより調整された場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は増加または減少する。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は減少する。 |
|---------------------------------|--|

(訂正後)

|                                 |  |
|---------------------------------|--|
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額 | 金2,379,340,420円<br>ただし、行使価額が下記(注)2の定めにより調整された場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は増加または減少する。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額は減少する。 |
|---------------------------------|--|

## 2 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

| 払込金額の総額(円)    | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円)    |
|---------------|--------------|---------------|
| 2,383,953,780 | 15,000,000   | 2,368,953,780 |

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び発行諸費用の概算額は減少します。

(訂正後)

| 払込金額の総額(円)    | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円)    |
|---------------|--------------|---------------|
| 2,379,340,420 | 15,000,000   | 2,364,340,420 |

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び発行諸費用の概算額は減少します。

## 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

## 3 【発行条件に関する事項】

## b 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

(訂正前)

本新株予約権の行使による発行株式数は2,067,000株であり、平成27年9月18日現在の当社発行済株式総数42,626,858株に対し4.85%（平成27年9月18日現在の当社議決権個数426,226個に対しては4.85%）の割合による希薄化が生じます。

本新株予約権の発行は、当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すに当たり、当社の取締役、監査役従業員及び社外協力者の貢献意欲及び士気をより一層向上させることを目的としており、これにより当社の企業価値の向上が見込まれるものと考えております。

当社の企業価値が向上することは、既存株主の皆様の利益向上に資するものと考えており、本新株予約権の発行による潜在株式数の発生数量及び希薄化の規模は、合理的であると判断しました。

(訂正後)

本新株予約権の行使による発行株式数は2,063,000株であり、平成27年9月18日現在の当社発行済株式総数42,625,858株に対し4.84%（平成27年9月18日現在の当社議決権個数426,226個に対しては4.84%）の割合による希薄化が生じます。

本新株予約権の発行は、当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すに当たり、当社の取締役、監査役従業員及び社外協力者の貢献意欲及び士気をより一層向上させることを目的としており、これにより当社の企業価値の向上が見込まれるものと考えております。

当社の企業価値が向上することは、既存株主の皆様の利益向上に資するものと考えており、本新株予約権の発行による潜在株式数の発生数量及び希薄化の規模は、合理的であると判断しました。